

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2026年7月22日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：ネパール国障害のある子どもの教育に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式－ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：ネパール国障害のある子どもの教育に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：26a00493

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2026 年 7 月 22 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：ネパール国障害のある子どもの教育に係る情報収集・確認調査（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年9月から2027年2月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

ネパール事務所

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026年7月28日 まで
2	入札説明書に対する質問	2026年7月29日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

3	質問への回答	2026 年 8 月 3 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2026 年 8 月 7 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2026 年 8 月 27 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/jL1qCYagZh>

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2.(3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

(2) 提出書類

技術提案書・入札書・別見積書

(3) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER %E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB %E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123 ○○株式会社 見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。
 - 2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）

には、再入札を実施します。詳細は下記（３）のとおりです。

３）入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。^２

（３）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は２回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（４）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（５）入札会の終了

３回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10．落札者の決定方法

（１）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を 100 点満点とし、配点を技術評価点 70 点、価格評価点 30 点とします。

（２）技術評価の方法

「第３章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」

^２ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

＊最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.7 + (\text{価格評価点}) \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

ネパール政府は、2015年憲法において「基礎教育の無償・義務化」を明記し、すべての子どもに教育を受ける権利を保障した。これを受け、ネパール教育スポーツ省（Ministry of Education and Sports。以下、「MoES」という。）は現行学校教育セクター計画（School Education Sector Plan。以下、「SESP」という。）（2022/23～2031/32年度）を策定し、カースト・社会的身分・ジェンダー・障害の有無にかかわらず、すべての児童・生徒が質の高い教育にアクセスできる体制の構築を国家的優先事項として掲げている。

SESPでは、インクルーシブ教育を重点戦略として位置づけ、通常学級での学びを基礎としつつ、子どもの教育的ニーズに応じて、特別支援学校やリソースクラス等の多様な学びの機会を選択できる柔軟な教育提供体制を目指している。一方で、これらの多様な学習環境は並列的に存在しているものの、政策的には通常学級での学びを基本とし、必要に応じた追加的支援としてリソースクラス等を活用することにより、最終的に通常学級への参加を促進する移行的機能が期待されている。特にリソースクラスは、障害のある児童が通常学級で学ぶための準備的な場として位置づけられており、一定期間の利用を経て統合が図られることが本来の目的とされている。しかし実態としては、リソースクラスが長期在籍や分離的な教育環境として運用されている事例も確認されており、制度上想定されている「包摂への移行過程」と現場実践との間に乖離が見られる。また、障害の種別・度合いに応じた教育支援、補助教材の整備、教員研修体制の強化が重要な制度的課題として示されている。

他ドナーも障害のある子どもの教育分野の課題に対応した支援を展開しており、USAID（United States Agency for International Development、2025年3月支援停止）、UNICEF、フィンランド等は、障害のある子どもへの早期介入、教員養成カリキュラムへのインクルーシブ教育視点の導入、地方政府（Local Government。以下、「LG」という。）における診断体制の整備などを継続的に支援してきた。しかしながら、2024/25年度Flash I報告書によれば、障害のある子どもの就学率は依然とし

て低水準であり、不就学、中退、学力低迷など、多重的な課題が顕在化している。特に公立学校においては、制度的支援・研修・資源配分の不足により、障害に関する基本的理解、合理的配慮の実践、教材・環境面の対応に大きなばらつきが見られ、障害のある子どもの支援に関する基礎的知識および視点の浸透、ならびに関連基準の整備と運用が喫緊の課題となっている。

SESP の実施の責を担う教員研修を担う教育人材開発センター（Center for Education and Human Resource Development。以下、「CEHRD」という。）は、現職教員研修を含む教員の職能開発（Teacher Professional Development。以下、「TPD」という。）を所掌している。MoES が 2023 年に改訂した TPD フレームワークに基づき、新任教員研修や 5 年以上の勤務経験を有する教員向けの正規研修において、障害や多様な学習ニーズを持つ児童の発達や学習を促進するためのスキル習得が一部組み込まれている。しかし、包括的なインクルーシブ教育に関する認定研修は存在せず、指導要領や研修教材等も十分整備されていないため、教員の障害に対する理解向上や専門性の強化に課題が残されている。

JICA の課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「教育」の「誰ひとり取り残さない教育改善クラスター」においては、すべての教育案件に障害者包摂の視点を組み込む「障害主流化」アプローチを軸としている。加えて、グローバル・アジェンダ「社会保障・障害と開発」の「障害インクルーシブな開発」においては、全 JICA 事業で障害主流化を進めることが方針として示されている。

これらの背景を踏まえ、ネパールで進む教育制度改革、とりわけ障害のある子どもの教育の推進を学校現場において実効的に進めるためには、政策・制度と学校現場をつなぐ支援の方向性を整理することが求められている。

第2条 調査の目的と範囲

（1）調査の目的

本調査は、ネパール政府が 2015 年憲法において掲げた「基礎教育の無償・義務化」および SESP が重視するインクルーシブ教育の推進に寄与するため、インクルーシブ教育・特別支援教育サブセクターの現状を体系的に整理し、政策・制度・実施面の課題および改善方向性を明らかにすることを目的とする。

特に、本調査では「JICA 事業における障害主流化の推進分野別ガイダンスノート教育」に基づき、障害のある子どもが教育へのアクセスおよび参加に加え、学習成果に関して直面する障壁（制度的・物理的・情報面・態度面）を体系的に特定・分析するとともに、障害当事者（団体）の参画を得て、実態に即した課題把握を行うことを重視する。障害（さらにカーストやジェンダーが複合的に重なる場合を含む）に起因す

る教育アクセス・学習機会・学習成果の格差を縮小し、すべての児童生徒が質の高い学びに参加できる体制を構築する観点から、以下を重視する。

- MoES および CEHRD を中心とした政策・制度・組織・財政・モニタリング体制の現状把握とギャップ分析（障害主流化の観点を含む）
- 地域類型（平野・丘陵・山間）および都市部・農村部の別、並びに学校類型（通常校、リソースクラス、特別支援学校）に応じた実施状況の差異の可視化に加え、教育へのアクセス・参加・学習成果の実態および課題について、制度的・物理的・情報面・態度面の障壁の観点から把握・分析
- 合理的配慮、IEP（Individual Education Plan）、学校組織・支援体制、教員理解・対応力、教材・設備等について、障壁の観点からの学校・教室レベルの実態把握
- 障害当事者（団体）、保護者等からの意見聴取を通じた課題の補完的把握
- TPD を通じた障害主流化の可能性検証（制度的障壁の是正という観点を含む）
- 障害のある子どもの支援に関する他ドナー（UNICEF、フィンランド、USAID 等）の取組成果を踏まえた協調領域の検討
- JICA が将来支援し得る技術協力、無償資金協力、借款等の形成に不可欠な根拠資料の整備（将来の事業形成に際し、障害排除リスクを回避し、包摂を促進するための指針を含む）

本調査で得られた知見は、今後のネパールにおける障害のある子どもの教育分野での JICA の協力の方向性を具体化するための基礎情報として活用し、必要に応じてネパール政府（MoES、CEHRD、州政府、LG）との協議に供する。

（２）調査の範囲

本調査は、障害のある子どもの教育に関わる政策・制度から学校・教室レベルの実態までを網羅的に対象とし、次の範囲で調査を行う。

１）地理的範囲

- 平野部：マデシ州
- 丘陵部：コシ州（もしくは、スドゥパシュチュム州）
- 山間部：カルナリ州
- 都市部：バグマティ州ゴダワリ市（同市においては学校補助金パイロット活動の実施を中心とし、調査内容は限定的とする）

地域特性に応じて、児童の在籍状況、合理的配慮の実施度、学校設備等の違いを分析し、全国展開時の制約・要件を整理する。

2) 制度・組織範囲

- MoES（インクルーシブ教育担当部局、統計・EMIS 部門等）
- CEHRD（TPD 企画・研修実施）
- CDC（カリキュラム・教科書開発）
- Education Review Office（学力評価・データ）
- 州教育局、LG

3) 調査対象校の範囲

- 通常校
- リソースクラス設置校
- 特別支援学校

公立学校の基礎教育レベルを中心とするが、必要に応じて前後段階の補足調査を行う。

第3条 調査実施の留意事項

（1）教育アドバイザー（個別専門家）および既存 JICA プロジェクトとの連携

本調査の実施にあたっては、2021 年に作成されたネパールにおける JICA「国別障害関連情報」を参照の上、2024 年 5 月より CEHRD に派遣されている長期専門家（教育アドバイザー）との緊密な連携を図る。同アドバイザーは、SESP の方針に基づくインクルーシブ教育推進および TPD 改革に関する助言・調整を継続しており、すでに関係政府機関との協議プロセスが開始されている。特に、「第4条調査の内容（7）学校補助金パイロット活動に係る技術的助言およびモニタリング・結果のとりまとめ」においては、パイロット活動に係る基本的な調整を教育アドバイザー（または JICA 事務所）が主導することから、当該専門家との密接な連携の下で業務を実施する。また、2026 年 1 月～2 月には教育アドバイザーの案件下において、障害主流化アドバイザー業務の専門家が派遣され、教員向けの 1 時間の研修教材が開発されている。本調査では、同教材をスケールする方法も提案する。

さらに、2024 年度より開始した技術協力プロジェクト「基礎教育の質の支援向上プロジェクト」（2024 年～2029 年）が、全 7 州において LG や学校を単位として TPD 支援を実施している点を踏まえ、その成果・知見・ネットワークを積極的に活用する。本調査における学校調査・TPD 関連情報の収集・合理的配慮の実践状況の把握については、当該プロジェクトや長期専門家との調整を行い、業務間の重複回避と相互補完を図る。

また、他ドナー（UNICEF、フィンランド、USAID 等）が実施した障害のある子どもの教育支援の成果（早期介入、教員養成へのインクルーシブ視点の導入、診断体制整備等）についても、長期専門家や障害主流化アドバイザーが収集した情報を参照しつつ、本調査に反映する。

（2）対象州および関連政府機関との調整

本調査は、ネパールの平野・丘陵・山間の各地域を代表する以下の 3 州（マデシ州、コシ州〔必要に応じてスドゥパシュチム州へ代替〕、カルナリ州）を対象とする。また、制度面・学校運営面双方の実態を把握するため、MoES、州教育局、LG、学校（通常校、リソースクラス設置校、特別支援学校）、障害当事者（団体）および保護者との協働・協議・意見聴取を通じて調査を進める。

特に、障害のある子どもの教育、TPD、教科書・カリキュラム、EMIS／統計の各分野を担う政府機関との継続的協議が不可欠であり、具体的には以下の機関を主対象とする。

- MoES（教育スポーツ省）：インクルーシブ教育政策、制度設計、標準策定、監理
- CEHRD（教育人材開発センター）：TPD フレームワーク、研修設計・実施、学校支援
- CDC（カリキュラム開発センター）：カリキュラム・教科書の策定、UDL の反映
- Education Review Office（国家教育評価・試験庁）：学力評価、学業到達度データ
- EMIS／統計部門（MoES 直属または CEHRD 内）：障害関連データ、学校台帳、Flash レポート
- 州社会開発省（Social Development Ministry）Education Development Directorate（EDD）：州レベルの教育行政の実施、学校支援、TPD 実施調整、LG との連携
- LG（地方政府）：学校支援、予算執行、合理的配慮の実施、IEP の運用

- 対象学校：授業観察、教員・学校長インタビュー、環境アクセシビリティ確認
 - 障害当事者（団体）：教育アクセス・参加を阻む障壁、合理的配慮の実態、制度課題に関する意見提供
 - 保護者：就学選択、学習継続上の課題、学校・行政へのニーズに関する意見提供
- 本調査の成果が政策形成・TPD改善・合理的配慮基準整理等に活用できるよう、分析結果のフィードバック方法、人材選出、調査訪問校の設定、調査時期の調整について、各政府機関と綿密に協議する。

（３）事業計画案の検討

本調査では、将来的な事業形成（技術協力、無償資金協力、借款等）に資する基礎情報を収集・整理する。そのうえで、以下の観点を踏まえて事業計画案（スキーム、規模、期間、投入要素）を具体的に検討する。また、インクルーシブ教育を主目的とする新規案件のみならず、従来の JICA の対ネパール教育協力の中心であった基礎教育分野におけるコンポーネントの一部としての事業計画案についても検討対象とする。

- TPD を通じた障害主流化の制度化（研修モジュール整備、TPD フレームワークへの組み込み、LG・学校レベルの実装）
- 合理的配慮の策定・普及（学校環境、授業運営、教材・評価の調整を含む）
- データ体制強化（EMIS・IEP・学籍管理）
- アクセシビリティ改善（施設の小規模改修、補助教材の整備）
- LG の実施能力強化（予算執行能力の向上、人的資源の強化（LG ごとに異なる行政規模を踏まえ、LG 内教育担当部署である LEU（Local Education Unit）における適切な人員体制の整備および職員の能力水準を考慮）、学校支援およびモニタリング力の強化）
- 障害主流化アドバイザーの実践コンテンツのスケール化と制度実装への接続

また、既存の技術協力プロジェクト「基礎教育の質の支援向上プロジェクト」との補完関係を確認し、当該プロジェクトで構築されたネットワークや TPD 支援体制を活かしつつ、将来の障害のある子どもの教育支援における新規案件が円滑に始動できるよう計画案を策定する。

第４条 調査の内容

（１）基礎情報の収集・分析³

ネパールにおける障害のある子どもの教育の政策的位置づけ、制度・組織体制、実施状況を教育セクター横断で把握し、障害のある子どもが教育にアクセスし、参加する上で直面する障壁（制度的、物理的、情報面、態度・意識面）を体系的に特定・分析する。なお、既存の調査成果および関連資料を十分に活用することを前提とし、特に中央レベルの制度に関する内容については、既存成果（配布資料「ネパール国障害主流化アドバイザー業務政策・制度・現状にかかる報告書（2026 年 1 月）」等）で概ね把握されていることを踏まえ、必要な範囲での補足的な確認にとどめるものとする。

特に以下を重視する。

- 教育スポーツ省（MoES）内外の政策・制度・組織、財政、モニタリング体制に関する文献・資料の収集と、障害細分化データ（障害種別、性別、地域等）の整備状況も踏まえたギャップ分析
- 地域類型（平野：マデシ州／丘陵：コシ州〔必要に応じスドゥパシュチム州に代替〕／山間：カルナリ州）および学校類型（通常校、リソースクラス設置校、特別支援学校）の差異について、障害種別・性別等の観点からの比較分析（特に、制度的・物理的・情報面・態度面の障壁の観点からの分析）
- 公立学校の基礎教育を中心とした基礎指標（就学・在籍・出欠・進級・留年・中退・修了、到達度、IEP 作成率、合理的配慮実施状況、教員研修受講・実践等）について、障害細分化データ（障害種別、性別、地域等）に基づく格差の把握、および EMIS 関連項目の整備状況の把握
- 障害主流化及びジェンダー主流化の観点からの情報整理（合理的配慮、アクセス改善、女子比率等の横断指標を含む）において、障害種別・性別・地域区分を組み合わせた交差的分析を実施

（２）制度・組織体制の整理

中央・州・地方自治体（LG）・学校の各層における責任分担と運用実態を明確化し、制度実装のボトルネックを抽出する。

³ 調査計画概要として、調査方針、調査対象（州、地方政府、学校等）の選定方針、調査項目ごとの調査方法および調査日数、調査スケジュール案、調査結果の分析方法、調査結果の提示方法等について具体的に提案ください。なお、本提案は、調査内容全体を対象として、応募者がどのような調査手法および分析手法により効率的かつ効果的に情報収集・分析を行うかを確認することを目的としています。特に、各調査項目についての調査アプローチおよび分析の視点を評価します。

- MoES における障害のある子どもの教育担当セクションの所掌（政策立案、標準策定、研修企画、モニタリング権限）と省内関連部局（カリキュラム、教員、施設、統計等）との役割分担・連携プロセス
- 標準・ガイドライン（中央）、実施調整（州）、予算執行・学校支援（LG）、学校運営（学校）の各責任と実務フロー、IEP／就学保障の所掌
- 学校類型（通常校、リソースクラス、特別支援学校）の制度的根拠・対象・入学／転学要件・役割（センター機能の有無）と、通常学級における包摂とリソース活用の最低基準
- 教員配置・人事制度（職制・等級・任用・配置基準・ローテーション・昇進、校内支援チーム・巡回支援・メンタリング等の運用）

（３）学校・教室レベルの実施状況の把握

学校・教室レベルにおける在籍・学習・支援の実態を把握し、地域・学校類型間のばらつきを可視化するとともに、児童・生徒が直面する学習・参加上の障壁と、それに対応する合理的配慮・支援の関係を分析する。

- 在籍・障壁と合理的配慮の把握：通常校に在籍する障害のある児童・生徒の実数・類型（視覚・聴覚・肢体・知的・発達・学習困難等）、地域・学校類型別の差
- 学習・学籍動態：奨学金・補助の有無と活用、留年・中退・修了、出欠傾向、転出入の状況と要因
- 授業・学級運営：教室環境の調整（座席、照明・音環境、ICT 活用）、評価の柔軟化、教材・課題の調整、IEP/IDP の有無・質、保護者・コミュニティ連携に加え、多様性を前提として、子ども同士が認め合い、学びあい、成長し合う学級を形成するための取組（協同的な学びの設計、相互理解の促進等）の実態と課題を把握
- 教員能力：障害のある子どもの教育に関する知識・態度・実践（KAP）に加え、学習環境全体を包摂的に設計するための指導実践（視聴覚・コミュニケーション・行動支援、UDL の活用、協働学習の設計、合理的配慮の提供等）および、多様なニーズに柔軟に対応する力を把握するとともに、授業観察に基づく実践状況を分析
- 学校組織・支援体制：校内の支援体制（専門人材の配置、校内委員会・チーム体制等）、外部専門機関との連携、指導・助言や研修の機会・内容等を把握

し、学校全体としての障害のある子どもの教育推進のための体制面の課題を整理

（４）教員教育（教員養成・教員の職能開発（TPD））の把握

教員の初任段階から現職までの一貫した能力開発の現状と課題を整理し、スケール可能な普及方策を検討する。

- 教員養成課程：障害のある子どもの教育・障害に関する必修／選択、単位、学習成果（CL0）、実習での扱い、教員資格枠組みとの整合。あわせて、基礎教育・中等教育向けの通常の教員養成とは別に、特別支援学校やリソースクラスを担う教員を対象とした養成の有無を確認。さらに、各大学の教員養成課程において、当該分野の教員が毎年どの程度養成されているのか、およびそのうち実際に教員として採用され、障害のある子どもの教育に従事している割合を把握。また、養成が11-12年生段階で行われているのか、大学学部レベルで行われているのかといった実施レベルについても確認。
- 教員の職能開発（TPD）：体系・頻度・モジュール構成、校内／校外研修、メンタリング・コーチングの運用。あわせて、障害主流化に関するTPDの枠組み（既存調査との重複を踏まえつつ）、学校レベルで動画等の教材を活用した校内研修を教員主体で実施可能か、また授業研究等の形での実施効果を確認。
- 既存実践コンテンツ（障害主流化アドバイザーが開発支援した教材等）の適用可能性、スケールアップと制度実装への接続
- 専門性を有する教員・指導員：配置、巡回支援スキーム、職能開発・資格制度、キャリアパス。あわせて、障害のある子どもの教育関連の修士課程（例：Tribhuvan University 等）の提供状況と、公立学校での活用状況を把握。

（５）学習環境・教材の実態把握

アクセシビリティや補助教材・支援機器、カリキュラム・教科書上の配慮の整備状況と運用実態を確認する。

- 施設アクセシビリティ：段差・スロープ・手すり・トイレ・出入口幅、掲示・サイン、避難経路等の安全性と地域・学校類型別の制約
- 補助教材・支援機器：点字・拡大教材、補聴支援、AAC、低福祉用具（スタンド・傾斜台）、ICT機器の整備・維持管理

- カリキュラム・教科書：UDL 原則の反映、代替教材・読み替え、評価・進級要件の柔軟化の運用状況

（６）教育行財政・モニタリング体制の把握

当該サブセクターの資源配分とデータ体制を分析し、改善に向けた指標・モニタリング枠組みの叩き台を提示する。

- 予算：中央／州／LG における障害のある子どもの教育の予算割合（特に LG については、LG 全体予算に占める教育予算の割合および障害のある子どもの教育への配分割合）、執行率、資金フローを把握する。併せて、学校補助金（Block Grant）の配分・使途・意思決定プロセス・手続きの実態、並びに、合理的配慮や小規模改修等に関する支出の取り扱い（対象範囲、判断基準、実施状況等）を整理する。更に、SIP（School Improvement Plan）との関係性（予算との連動の有無・程度）および SIP 以外の学校運営委員会（SMC）や学校独自の資金動員・計画の有無およびその実態を把握する。これらを踏まえ、学校レベルで動員可能な財源の範囲およびその制約を明らかにするとともに、今後の支援における資金投入の在り方（例：費用分担、LG による教育計画（LEP）との接続可能性等）について検討に資する情報整理を行う。
- 統計・EMIS：障害関連データの定義・収集項目・識別子、データ品質（網羅性・整合性・タイムラグ）、個人情報保護
- 成果指標（例）：アクセス・包摂（在籍率、入学割合、出席率、女子比率）、学習・修了（読解・計算の到達度、進級・留年・中退・修了）、合理的配慮（IEP 作成の有無、教室内配慮の実施頻度、教室アクセシビリティ達成項目数）、教員能力（KAP、授業観察スコア、TPD 後の実践変化）、資源配分（サブセクター予算比、学校補助金の配慮採択率、支援機器整備率）、データ体制（EMIS 障害データ充足率、更新タイムラグ、匿名化遵守率）

（７）学校補助金パイロット活動に係る技術的助言およびモニタリング・結果のとりまとめ⁴

⁴ パイロット活動に関する技術的助言の概要について提案ください。派遣中教育アドバイザーが主導するパイロット活動を効果的に支援する観点から、特に、学校補助金運用マニュアル案及びSOP等の作成に対する技術的助言の方法、対象LG及び学校へのオリエンテーションの支援方策、不正リスクの低減、外部資金への依存回避ならびに事業終了後の持続性確保に向けた留意点等について、具体的に提案ください。

(6)で行った分析結果を踏まえ、学校レベルでの学校補助金活動をパイロットとして実施する。本パイロットを通じて、学校単位における実施形態の違い、意思決定プロセス、資金動員の在り方等を整理し、今後の普及展開および制度設計に資する知見を得る。

本パイロット活動は、障害のある子どもの教育の推進にあたり、学校現場において必要となる基礎的な環境整備や合理的配慮（教材・教具の工夫、小規模な施設改善、教員の対応力強化等）を目的とした学校補助金の仕組みを試行的に導入し、その実施可能性や有効性を検証することを目的とする。

パイロット活動のモニタリングについて、受注者はモニタリングの実施体制および手法について、業務の効率性および実効性を踏まえて提案する。⁵また、事前調整やSOP等のマニュアル作成、先方地方政府および学校へのオリエンテーションについては、派遣中の教育アドバイザーが主導するものとするが、本調査の業務の一環として、受注者が技術的な助言を行う。

- 予算：対象1～5校程度 合計100万円

- 対象校：

首都近郊のゴダワリ市から学校を選定する。対象校は1～5校程度を想定しており、合計予算の範囲内であれば、学校数や各校への配分額について柔軟に調整可能とする。

- 補助金の運用方針：

実際の運用方法については、パイロット活動実施前に派遣中の教育アドバイザーがマニュアル案を作成予定であり、本調査業務受注者はこれに対する技術的助言を行う。ブロックグラントの性質を踏まえ、本パイロット活動は、既存制度の範囲内で学校（またはゴダワリ市）主導により実施可能な小規模な改善活動（教員向け簡易研修、教材の工夫、学校内体制整備等）を対象とする。使用目的に関する最終的な意思決定は各学校（またはゴダワリ市）に委ねるものとするが、事前に障害のある子どもの教育への貢献や会計処理等に関する必要な説明を、教育アドバイザー主導のオリエンテーション等を通じて実施する。

また、本調査における業務内容として、補助金の使用内容ならびに学校内における意思決定プロセスの実態についてモニタリングを行うとともに、合理的

⁵ 本パイロット活動では、補助金の活用状況や学校における意思決定プロセス等を把握する必要があるため、効率的かつ実効性の高いモニタリング体制の構築が重要となります。このため、モニタリングの実施体制、モニタリング項目、データ収集方法、品質管理方法、結果の分析・取りまとめおよび報告方法について、具体的に提案してください。

配慮に係る取組について、その費用対効果および障害のある子どもの教育環境改善への有効性の観点から検証を行い、本調査期間中の結果を取りまとめ、報告する。原則として、学校の SIP (School Improvement Plan) やその他の学校レベルで立案された計画に基づき補助金を交付することを想定している（既存の学校予算や各種補助金等との組み合わせによる実施の可能性もある）。

対象校の目途がついた段階で、本調査受注者、JICA 事務所および教育アドバイザーの間で協議を行い、本パイロット活動の実施可能性について具体的に検討する。なお、学校単独での計画立案が困難な場合には、ゴダワリ市が独自にプロポーザルを作成し、それに基づいて対象校へブロックグラントを交付することも可能性とする。その場合には、LEP (Local Education Plan) 等との整合性を確保するとともに、可能な限りゴダワリ市によるコストシェアを図る（当該調整は教育アドバイザーまたは JICA 事務所が主導する）。

本パイロットの実施にあたっては MoES の合意が必要となるため、その調整は JICA 事務所が主導して行う。合意後、各対象 LG に対して JICA 事務所より公式レターを発出する。

第5条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち、本契約の成果品は（４）ファイナルレポートとする。「第4条 調査の内容」に示す事項及び発注者の指示に従い、遅延なく提出する。最終成果品の提出期限は契約履行期間の末日とする。

各報告書の先方実施機関への説明、協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得るものとする。ドラフトファイナルレポート提出時には要約版をプレゼンテーション資料の形でまとめることとする。左記プレゼンテーション資料は、ファイナルレポートに合わせて修正を行い完成させることとする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

（１）インセプションレポート

記載事項：調査の基本方針（背景・目的・実施方針）、調査の内容・実施方法、作業計画（行程表、要員配置、手順）、作業期間、最終報告書目次案等

提出時期：調査開始後 2 週間以内（2026 年 10 月を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(2) インタリムレポート

記載事項：パイロット活動の計画および実施進捗を含め、提出時点までの調査結果を整理すること。特に、対象 LG 及び学校、並びにパイロット活動として交付金により実施する活動については、可能な範囲で具体的に特定されていることが望ましい。なお、記載内容の詳細については、ファイナルレポートの構成（「別紙 1：報告書目次案」）に準じるものとする。

提出時期：調査開始後 2 ヶ月目途（2026 年 12 月頃を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(3) ドラフトファイナルレポート

記載事項：調査結果の全体成果、具体的な記載項目は、別紙 1 目次案の通り。

提出時期：調査開始後 4 ヶ月目途（2026 年 2 月頃を想定）

部数：和文 1 部、英文 1 部（電子データで提出）

(4) ファイナルレポート

記載事項：ドラフトファイナルレポートと同一

提出時期：2027 年 2 月 19 日とする

部数：和文 1 部（簡易製本）、英文 1 部（簡易製本）、CD-R 2 部（和文報告書と英文報告書をまとめて保存）、電子データの提出

(5) 報告書作成にあたっての留意事項

報告書の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1：報告書目次案

報告書目次案

注)本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び JICA との協議に基づき、最終確定するものとする。

略語表

要約

1. 調査概要

- (1) 調査の要約
- (2) 調査の背景および目的
- (3) 調査の方針
- (4) 調査内容および工程
- (5) 調査団員および要員計画

2. ネパールにおける制度的背景と進展状況

- (1) 制度改革の進展と最新動向
- (2) 中央・州・地方の制度と組織体制
- (3) 教員制度・人事配置の現状
- (4) 他ドナー(UNICEF、フィンランド、USAID 等)の支援動向
- (5) 障害インクルージョンに関する政策・制度的位置づけ(CRPD 等含む)
- (6) 学校類型(通常校・リソースクラス・特別支援学校)の位置づけと、包摂への移行過程の整理

3. 調査対象州および地方政府の概況

- (1) 地域概況(人口、地理、社会経済)
- (2) 教育行政体制(議会・行政組織)
- (3) 教育セクターの開発指標
- (4) 予算計画・財政管理の状況
- (5) 教育関連公共投資と維持管理の状況
- (6) 障害関連基礎データ(障害種別・性別・地域別)の概況

4. 障害のある子どもの教育の現状分析

- (1) 障害を取り巻く状況とデータ分析
- (2) 政策・制度・組織体制の分析(制度的障壁の分析)
- (3) 物理的障壁の分析
- (4) 情報・教材面の障壁の分析
- (5) 態度・意識上の障壁の分析
- (6) 教育へのアクセス(通学)・参加・学習成果の実態分析(都市部・農村部の差異を含む)
- (7) 学校・教室レベルの実態
- (8) 教員養成・TPD の現状
- (9) 障害当事者・保護者の視点からの分析
- (10) 教育行財政・モニタリング体制

5. 州・地方政府および学校レベルにおける課題整理

- (1) 制度・運用面の課題
- (2) 学校実践の課題
- (3) TPD・教員配置の課題
- (4) 合理的配慮・学習環境の課題
- (5) データ・モニタリング体制の課題
- (6) 障壁横断的課題(制度・物理・情報・態度の相互関係)
- (7) アクセス(通学)・参加・学習成果に関する課題(地域特性および都市／農村格差を含む)
- (8) 優先対応すべき障壁の特定

6. 学校補助金(Block Grant)を活用したパイロット活動

- (1) パイロットの目的
- (2) 対象校・地域の選定
- (3) 予算および実施方法
- (4) 運用方針(学校的意思決定・会計説明)
- (5) モニタリング(使用用途・意思決定プロセス・合理的配慮の費用対効果)
- (6) パイロット実施結果(分析・考察)
- (7) 障壁解消に対する効果分析

7. 他国 JICA 支援で得られた知見・教訓の活用

- (1) インクルーシブ教育支援事例
- (2) 教訓の整理および適用可能性

8. 他開発援助機関の取り組みと教訓の整理

- (1) UNICEF、フィンランド、USAID 他

(2) 協調の可能性とギャップ分析

9. 今後の JICA 支援の方向性

- (1) 連邦制移行後の課題と必要な対応
- (2) ネパール政府が優先すべき対応
- (3) JICA の協力の方向性
- (4) 他ドナーとの連携可能性
- (5) 障害主流化を踏まえた事業設計指針(排除防止・包摂促進)

別添資料

調査団員リスト

調査日程

主要面談者一覧

面談録

収集資料および資料リスト

別紙2

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項 (技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	調査計画概要	第4条 調査の内容 (1) 基礎情報の収集・分析
2	パイロット活動に関する技術的助言の概要	第4条 調査の内容 (7) 学校補助金関連のパイロット活動の実施
3	パイロット活動のモニタリングに係る実施体制および方法	第4条 調査の内容 (7) 学校補助金関連のパイロット活動の実施

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 2.52 人月

(現地渡航回数：延べ2回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

特になし

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- ネパール国障害主流化アドバイザー業務政策・制度・現状にかかる報告書（2026 年 1 月）
- Nepal Disability Mainstreaming Advisor Report on Policies, Systems, and Current Status (January 2026)
- ネパール国障害主流化アドバイザー業務業務完了報告書（2026 年 2 月）
- ネパール国における基礎教育段階の障害主流化の現状と「障害児への支援・指導に関する基礎セッション」のアウトリーチに関する調査（2026 年 2 月）
- UNICEF 各種報告書

2) 公開資料

- 国別障害関連情報ネパール連邦民主共和国（2021 年 2 月）
- JICA 事業における障害主流化の推進分野別ガイダンスノート教育（2026 年 1 月）

(6) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無（C/P との間に発生するコミュニケーション含め、渡航国で使用する言語は英語です。）
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

（7）安全管理

- 1）現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制を技術提案書に記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

（1）コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「（1）コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

＊評価対象とする類似業務：障害のある子どもの教育に係る各種業務

（2）業務の実施方針等

- 1）業務実施の基本方針
- 2）業務実施の方法

1）及び2）を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください)。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

☐ 本案件は定額計上があります (1,000,000円 (税抜))。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。

定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証拠書類に基づいて実費精算します。

	対象とする経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含まれる範囲	費用項目
1	学校交付金 (パイロット活動)	「第2章 特記仕様書 第4条 調査の内容 (7) 学校補助金関連のパイロット活動の実施」	1,000,000 円	学校交付金一式	一般業務費

(4) 旅費 (航空賃) について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用 (買替対応費用) を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください (首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く)。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2